

I 東京農業の確立に関する要望

東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営が展開され、新鮮で安全・安心な食料や潤いをもたらす緑等を供給するとともに多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

一方、国は食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指して平成23年度から農業者戸別所得補償制度を本格実施することとしているが、東京都においては大多数の農家が制度の対象とならない見込みである。都市地域や主要畑作物以外の農業生産について、国がいかなる政策で支え振興しようとしているのか、その責任が問われている。

農業者はもとより、都や区市町村、関係する機関・団体は東京農業の振興に向け真剣な努力を重ねているが、農地の減少には歯止めがかからず、農業生産の規模も縮小を続けている状況であり、早急に新たな政策の構築が求められている。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 国民の生活と地域農業を守る安定した農政の確立

農業委員会は、農地の保全や認定農業者等を中心とする担い手への農地集積を行う地域農業に欠かせない機関であり、その活動は一人ひとりの農業委員の努力によって支えられている。さらに、平成21年12月に施行された新たな農地制度は、その成果を検証し5年後に見直すこととしており、農業委員会系組織は、その実効ある実施によって地域農業を守るため担い手である農業者と共に一丸となって活動を展開しているところである。

このようななか、最近、農業委員会制度や認定農業者制度、改正農地法のさらなる改変といった意見が出されたことは、このような地域をあげた取組に水をさすものである。

よって、国民の食料と安全で快適な生活を守り、農業者が安心して農業を営むことができるような地域農業の維持・発展を図るため、農業委員会や認定農業者制度、農業生産法人を含めた農地関係法についてはその活用に主眼を置き、さらに機能と役割が発揮できるよう支援を拡充するなど、安定した農政を確立すること。

2. 生産基盤の確保と経営安定対策の確立

(1) 食料自給率向上に向けた生産基盤の確保

食料自給率を向上させるためには主要農産物の産地や大規模経営を育成するだけでなく、多様な農家によって担われている地域内自給率を向上させる

必要がある。よって、都市およびその周辺地域や山村、離島などについても、農業生産基盤を維持・確保しうるような包括的かつきめ細かい施策を確立すること。

(2) 多様な農業経営を対象とする所得対策・価格対策の確立

国の戸別所得補償制度の対象とならない分野・品目等についても再生産が可能となるような所得対策および価格対策を早急に確立すること。なお、その際には特定の品目や面積基準によらず、農業生産に意欲を持つすべての経営を対象とすること。

(3) 農地の維持を可能にする直接支援の確立

農地は地域住民にとって、環境保全、防災、福祉、教育、安らぎなど代替のきかない多面的な役割を果たしている。こうした観点から、農地を維持する農家が持続可能な農業を営むことができるよう、直接的な支援施策を確立すること。

3. 担い手の育成・支援と地域農業の振興

(1) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

意欲ある担い手を確保するため、認定農業者制度を担い手対策の基本とし、認定農業者が農業経営改善計画を達成するための必要な支援を拡充すること。

(2) 農業振興地域の担い手支援と農地確保対策の推進

農業振興地域において農地が十分に活用され、農業生産が将来にわたって安定して行われるよう、担い手を確保し経営の円滑化が図られるよう支援施策を拡充すること。

(3) 山村・離島振興のための施策の拡充

山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかるため、農・山村の活性化に関する事業および島しょの農業振興について必要な、関係事業を継続するとともに、支援を拡充すること。

(4) 新規就農者に対する支援施策の拡充

農外からの就農を支援するため、経営が安定するまでの各段階に応じて必要となる就農支援対策を充実・強化すること。

4. TPP交渉参加への反対とWTO等農業交渉への慎重な対応

(1) TPP交渉への参加の反対

関税撤廃の例外措置を認めないTPP（環太平洋連携協定）が締結されれば、農林水産業はもとより地域経済・社会が崩壊することは明白である。このような歴史ある地域産業や雇用ならびに農地・山林等の国土保全など国民の生活に重大な影響をもたらすTPPへの交渉参加は絶対行わないこと。さらに、政府は農林漁業者に不安を抱かせ生産意欲を削ぐような言動を行わないこと。

(2) WTO等農業交渉への慎重な対応

WTOの枠組みを転換し、輸入国における農業・農村の維持・発展が可能となるような貿易ルールを確立すること。また、韓国、オーストラリア等と交渉中のEPA・FTA交渉については、国内農業に対する十分な配慮に基づいた慎重な交渉を進めること。

5. 食の安全・安心の確保と地産地消の促進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の活性化をはかるため、食料や花・緑の地産地消を促進する施策を強化すること。

(2) 安全・安心な国産農産物の利用促進

国産農産物を利用し日本型食生活を続けることが健康にも環境にもやさしく、ひいては日本農業の支援と食料自給率の向上にもつながることについて、国民の間に理解を広げる取組みを強化すること。また、安全・安心に配慮して生産された農産物に対して、そのコストに見合う価格が形成されるよう啓発等の対策を講じること。

(3) 食農教育の推進

食農教育に取り組む自治体の施策を後押しするため、地域で活動する農業者や団体等に対し必要な支援を行うこと。

6. 農業委員会組織の体制強化

効率的な農地の保全・確保と担い手対策を進めるため、農業委員会系統組織に求められる役割を十分に発揮できるよう、組織強化のための必要な体制整備を行うこと。

7. 物納された農地の活用

物納された農地の管理を改善するとともに、遊休化を防ぐため公的利用や農業者への貸付などを積極的に進めるよう、関係省庁の協議・連携を行うこと。

8. 国有農地の解消

残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな阻害要因となっている。よって、現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

9. 動植物に対する防疫体制の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

東京の西多摩地域を中心に発生が確認されたウメ輪紋ウイルス（プラムポ

ックスウイルス)の緊急防除については、庭木等も含めた徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 鳥インフルエンザおよび口蹄疫に対する防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

10. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣の被害が拡大するとともに、その種類も増加し、遊休農地が増加する大きな要因となっている。このような有害鳥獣は区市町村や都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう農政局を単位として、駆除を含めた抜本的な対策を講ずること。

平成23年 3月 3日

第52回 東京都農業委員・農業者大会